

### 第3 林業植物関係の出願書類の追補

## 第3 林業植物関係の出願書類の追補

### 1 林業植物新品種権出願に関する審査規則

#### 林業植物新品種権出願に関する審査規則

##### 第一章 総則

第一条 林業植物新品種権の審査・付与を規範するため、『中華人民共和国植物新品種保護条例』（以下、条例と略する）及び『中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（林業部分）』（以下、細則と略する）に基づき、国際植物新品種保護公約及び関連規定を参照し、本規則を制定した。

第二条 国家林業局植物新品種保護弁公室（科学技術発展センターに属する）（以下、新品弁と略する）が林業植物新品種権の出願の受理、審査を担当する。

##### 第二章 出願及び受理

第三条 植物新品種権出願者は、新品弁に規定された様式に合致する植物新品種権の請求書、説明書、要約書、写真、写真の簡単な説明（添付ファイルを参照）を提出しなければならない。代理機構に委託する場合、委託書を提出しなければならない。国外の出願者は代理機構に委託して、出願しなければならない。国内の出願者には、代理機構に委託して出願することを推奨する。

出願書類は一式二部である。同時に電子ファイルを提出しなければならない。

第四条 出願書類を受け取ったら、新品弁は次に挙げる事項について、予備審査を行う。書類が規定された様式に合致すること。適切な内容を記入すること。簡体中国語と西暦紀年を使うこと。紙面で出願の場合、字が読みやすく、修正の痕がなく、裂け目、しわ、折り目等がないこと。

第五条 新品弁は出願を受け取った日から起算して30日間の業務日以内に予備審査を完成しなければならない。予備審査合格の場合、出願者に品種権出願の受理通知書を発行する。出願者は受理通知書を受領した日から起算して一か月以内に品種毎に1000人民元の出願料を支払う。納付方法は銀行を通じて送金（口座開設銀行：中国工商银行株式会社北京平和里支店、口座：国家林業局科学技術発展センター、口座コード：0200004229200181523）。出願者は送金領収書に出願番号、出願日、品種名称、費用項目を明記し、納付後の送金領収書をファクスで新品弁に送る。

予備審査で不合格になった出願については、出願者に修正するように通知する。修正後、

まだ不合格の場合、受理しないものとし、且つ出願者にその旨を通知する。

第六条 出願者が期限が満了しても出願料を納付しない、又は規定された金額を納付しない場合、出願を取り下げされたものと見なし、その旨を出願者に通知する。

### 第三章 予備審査

第七条 出願者が期限、金額通り出願料を納付後、予備審査が行われる。その内容は次に挙げる事項である。

#### (1) 出願者の資格

出願者が外国人の場合、その出願者が属する国と中華人民共和国との間に、関連の国際協議を締結しているか、又は国際植物新品種保護公約（UPOV）に加盟しているか。

台湾地区の出願者は『海峽兩岸知的財産権保護協力協議』及び『台湾地区の出願者が大陸での植物新品種権出願に関する暫定規定』によって、品種権を出願できる。

#### (2) 保護リスト

出願品種は国家林業局が発行した植物品種権保護対象の植物リストに含まれている植物の育成品種でなければならない。

#### (3) 新規性

出願品種の種苗の販売について、中国の国内で一年未満、中国の国外で六年未満の場合、出願品種は新規性を備えているとみなす。

新しく植物品種権保護対象の植物リストに入れた植物新品種について、そのリストが発表された日から一年以内に品種出願を提出する場合、育種者の許可を経て、中国国内における当品種の種苗の販売は四年未満であれば、新規性を備えているとみなす。

#### (4) 品種命名

品種名称について、二つ以上の簡体漢字又は簡体漢字とアルファベットの組合せを使わなければならない。同一の植物属内の品種名称は同一になってはならない。

既に外国で品種権を獲得した場合、音訳された中国語名称を使用し、原文の品種名称に括弧を付けて、中国語名称の後ろに書かななければならない。

品種名称には、具体的な品種特性と育種方法を含んではならない。

商標権者の許可なしに、品種名称は登録された商標と同一又は類似になってはならない。

品種名称に関する他の規定は、条例及び実施細則に基づき扱う。

第八条 品種権出願が受理された日から起算して六か月以内に予備審査を完成しなければならない。

第九条 予備審査が合格になった場合、予備審査期限以内に公告する。

第十条 予備審査が不合格になった場合、三か月以内に意見陳述又は補正する旨を出願者に通知しなければならない。期限を過ぎて応答しない、または応答してもまだ不合格になった場合、出願を却下し、その旨を出願者に通知する。但し、出願者は再審査を提起する権利を有している。

## 第四章 実体審査

第十一条 三か月以内に審査料を支払うことを出願者に通知する。品種毎の 2500 人民元の審査料（送金先の口座開設銀行、口座、口座コードについて、第五条と同様）を入金した後、出願品種の区別性、均一性、安定性（DUS）についての実体審査を行う。

第十二条 審査の方法：

- (1) 出願品種が国（境）外において栽培試験が合格になった場合、国（境）外の審査・批准機関の試験報告を購入することができる。
- (2) 出願品種が試験条件を備える場合、栽培試験を行う。
- (3) 上記 1、2 以外の場合、専門家を派遣し、現場審査を行う。

第十三条 現場審査の根拠

試験ガイドラインのある出願品種に対して、試験ガイドラインを現場審査の根拠とする。試験ガイドラインのない出願品種に対して、UPOV または他の国の関係試験ガイドラインを参考する。

必要の場合、補助手段として、実験室での DNA 分析を行う。

第十四条 現場審査を行う場合、専門家リストから三名以上の専門家を選んで、専門家チームを結成する。試験ガイドラインの作成に携わった専門家及び該当種（属）の植物の分類及び育種に詳しい専門家を優先的に選択する。

第十五条 実体審査で DUS 審査に合格しなかった場合、出願を却下し、その旨を出願者に通知する。それに対し、出願者は再審査を提起する権利を有している。

## 第五章 審査専門家の確定

第十六条 植物新品種の現場審査を行う専門家は、高レベルの技術的な役職を持ち、専門家は植物分類、遺伝育種、育成利用などで、且つ植物新品種保護制度に詳しい知識を有していなければならない。

第十七条 植物新品種の現場審査を行う専門家については、インターネット上で公開して募集、勤め先からの推薦や、専門家の自薦などの方法で、専門家の情報（添付ファイルをご参照）を募集して、候補者リストを確定し、新品弁に報告して、承認を請求する。現場審査を行う専門家についてのデータベースを作る。

第十八条 現場審査の専門家データベースは二年おきに更新され、需要によって調整される。

第十九条 現場審査の専門家は植物新品種保護に関する遠隔教育を受けなければならない。合格した者だけが現場審査の専門家を担当できる。

## 第六章 現場審査に関する責任

第二十条 指定された担当者は審査員として現場審査をアレンジする。審査員は出願者、審査を行う専門家と連絡し、時間と場所を確定し、関連の審査書類を準備し、現場審査に関する関連事務を担当しなければならない。

第二十一条 現場審査を行う専門家は出願書類を閲覧し、審査し、類似品種を確認し、審査ガイドラインによって審査を行い、審査報告を完成し、併せて審査結果に責任を負わなければならない。

第二十二条 現場審査を行う専門家は品種権の出願者と同一の勤め先で働いていないこと、及び利益関係を有していないこと。

第二十三条 出願者は、現場審査を行う専門家チームが提出する質問と疑問に回答し、真実、正確な情報を提供しなければならない。専門家チームのアドバイスによって、早速出願書類を修正し、対応の補正書、変更リストを記入し、一か月以内に新品弁に提出しなければならない。

## 第七章 品種権の付与

第二十四条 実体審査を経て品種権の付与条件に符合する品種権出願に対して、植物新品種権の審査合格一覧表を作成する。植物新品種権の審査合格一覧表は、品種名称、出願番号、出願日、所属する属（種）、育成者、出願者及び既に確定された品種権者、品種権番号等を含む。

第二十五条 新品弁が品種権の仮付与に関する報告書を作成し、専門家が提出した現場審査報告及び試験報告を添付し、国家林業局に報告し、審査と承認を請求する。

第二十六条 国家林業局が品種権付与公告を発行する同時に、品種毎に1000人民元の第一年目の登録料を、三か月以内に納付することを品種権者に通知しなければならない。（送金先の口座開設銀行、口座、口座コードについて、第五条と同様）、また、登録料を納付した品種権者に植物新品種権の証書を発行する。

第二十七条 植物新品種権の証書は、証書番号、品種名称、出願番号、出願日、所属する属（種）、品種権者、品種権番号、育成者、品種権有効期限等の内容を含まなければならない。証書に国家林業局の公印及び局長の氏名印がなければならない。

## 第八章 附則

第二十八条 新品弁は出願書類のファイルを作成し、更新し、管理しなければならない。また、林業植物新品種保護情報管理システムを、即時に更新し、メンテナンスしなければならない。

第二十九条 新品弁は本規則を解釈する責任を負う。

第三十条 本規則は2014年10月1日より実施するものとする。

## 2 植物新品種現地審査の専門家情報リスト

### 植物新品種現地審査の専門家情報リスト

年 月 日

名前		性別		写真
誕生日		民族		
政党所属		学歴		
勤め先				
住所				
役職名		郵便番号		
専門		電話		
メールアドレス		携帯番号		
身分証明書番号		口座開設の銀行		
口座番号		口座開設の銀行の住所		
研究分野の植物の種類				
専門技術証明書				
仕事履歴				

研究の主題	
論文や専門書	
備考	

### 3 植物新品種権証書

証書番号 第 号

#### 植物新品種権証書

新品種名称：

所属する属または種：

品種権者：

品種権番号：

品種権出願日：

育成者：







## 注 意 事 項

- 一、本願書は中国語で記入しなければならない（特別な解釈を除く）、タイプでも、ペンや筆で手書きでも結構。字は整然明瞭で、黒色でなければならない。中国語の標準的な中訳のない外国人名、地名について、原文を注記しなければならない。
- 二、本願書の□は記入者が選択するためのものである。□の後ろに記載された内容に合致する場合、□に「レ」を記入する。
- 三、本願書のあらゆる住所欄について、国内の住所なら省（自治区、直・市）、市、区、街、番地札番号を明記しなければならない。外国人の住所なら国、州（市、県）を明記しなければならない。
- 四、本願書第 5、11 欄の仮名称は簡単明瞭であり、条例または実施細則の要求に合致しなければならない。
- 五、本願書第 7 欄の出願人は会社である場合、会社の全称を記入しなければならない。会社の全称は会社印と同一でなければならない。出願人が個人である場合、本人の本当の名前を記入しなければならない。別名を記入してはならない。出願人が複数であり、代理機構を委託していない場合、一人を代表者として指定し、出願①のところに記入しなければならない。代表者が会社である場合、会社の連絡者の名前を記入しなければならない。出願人の順番について、法律的な効力を有しない。
- 六、本願書第 8 欄の育成者とは、新品種の育成に創造的な貢献を果たした自然人である。管理仕事の組織、物質条件について便利を提供し、または他の補助的な仕事だけを担当する人は育成者と見なしてはならない。育成者が二人以上の場合、左から右へ、上から下へ順番に記入しなければならない。育成者の順番について、法律的な効力を有しない。
- 七、本願書第 10 欄において、国家林業局植物新品種保護弁公室が指定された代理機構名称を記入しなければならない。代理機構が指定した代理人は二人を超えてはならない。
- 八、本願書第 15、16 欄について、出願人は実際に提出した書類名称、部数、ページ数によって、正確に記入しなければならない。国家林業局植物新品種保護弁公室は実際に受領した書類数で項目ずつチェックする。
- 九、本願書の第 18 欄について、出願人が代理機構を委託した場合、代理機構印及び代理人のサインまたは印鑑がなければならない。出願人が代理機構を委託していない場合、出願人全員のサインまたは印鑑が必要である。出願人が会社である場合、会社印が必要である。二つの願書において、出願人または代理機構のサインまたは印鑑をコピーしてはならない。
- 十、出願人、育成者を記入するスペースがなければ、国家林業局植物新品種保護弁公室が統一的に制定した添付ページを使用し、記入しなければならない。
- 十一、本願書提出する際に、折ってはならない。

# 説 明 書

- 1 出願品種仮名称：
  
- 2 品種の所属或いは中国語名及び学名：
  
- 3 出願品種と国内外同類品種の育成背景に関する説明
  
- 4 品種育成の詳細プロセス及び方法（出願品種の遺伝図、育成過程及び母親、父親の情報または種苗料に関する説明）
  
- 5 販売状況
  
- 6 出願品種の区別性、均一性、安定性に関する説明（出願品種の基本特性を含む）
  
- 7 成長に適している区域又は環境、及び栽培技術に関する説明
  
- 8 申請者署名捺印： 日付： 年 月 日

## 注 意 事 項

一、明細書は中国語で記入しなければならない（特別な解釈を除く）、文字について、タイプや印刷でも、ペンや筆で手書きでもいいが、字は整然明瞭で、黒色で、字のサイズは 0.3 cm～0.4 cm で、行間は 0.3 cm～0.4 cm でなければならない。中国語の標準的な中訳のない外国人名、地名について、原文を注記しなければならない。

二、本明細書の各欄の大きさは、内容の量によって調整できる。記入するスペースがなければ、同じ大きさで、質量が相当する白い紙で記入しなければならない。

三、本明細書提出する際に、折ってはならない。

# 要 約 書

---

## 注 意 事 項

一、要約書はプリントアウトしなければならない。字は整然明瞭で、黒色で、字体は楷書または宋体、字号は4号で、行間は0.3 cm～0.4 cmでなければならない。紙は片面しか使用できない。周りにスペースを残さなければならない。左側と頂部のスペースはそれぞれ2.5 cm、右側と底部のスペースはそれぞれ1.5 cmである。

二、要約書は品種仮名称、出願品種が所属する属又は種の中国語名称とラテン文名称、品種育成のプロセス及び方法、主な形質特徴、適している生長区域又は環境の順番で書かなければならない。全文の文字数は500字を超えてはならない。

三、品種仮名称を真ん中に書く。名称と本文の間に一行のスペースを置く。

四、本要約書提出する際に、折ってはならない。

# 写 真

---

# 注 意 事 項

一、写真の最初のページは本ページを使用しなければならない。続きのページは同じ大きさで、質量が相当する白い紙を使用できる。紙は片面しか使用できない。周りにスペースを残さなければならない。左側と頂部のスペースはそれぞれ 2.5 cm、右側と底部のスペースはそれぞれ 1.5 cm である。

二、提出した写真は下記の要求に合致しなければならない：

- 1、写真は品種の区別性の説明に有利である。
- 2、一種の形質の比較は同一の写真載せなければならない。
- 3、写真はカラー写真である。国家林業局植物新品種弁公室からモノクロの写真を要求する場合のみ、モノクロの写真を提供する。
- 4、写真の規格は 8.5 cm×12.5 cm、または 10 cm×15 cm である。

三、提出する際に、折ってはならない。

## 写真の簡単説明

---

# 注 意 事 項

一、写真の簡単説明の文字について、タイプや印刷でも、ペンや筆で手書きでもいいが、字は整然明瞭で、黒色で、字のサイズは0.3 cm～0.4 cmで、行間は0.3 cm～0.4 cmでなければならない。紙は片面しか使用できない。周りにスペースを残さなければならない。左側と頂部のスペースはそれぞれ2.5 cm、右側と底部のスペースはそれぞれ1.5 cmである。最初のページは本ページを使用しなければならない。続きのページは同じ大きさで、質量が相当する白い紙を使用できる。

二、下記状況について、簡単説明に明確に記入しなければならない：

- 1、出願品種と類似品種の特徴特性に関する説明がなければならない。
- 2、写真の拡大倍数。
- 3、写真における選択された種苗の色染方法。
- 4、その他当写真の解釈に有利である説明。

三、提出する際に、折ってはならない。